

論点ごとの判例の到達点が瞬時にわかる

唯一の書 論点体系シリーズ！

改正民法(債権法・相続法)完全対応！

全11巻

待望の完結

論点体系 判例民法 第3版

全11巻

編集

能見 善久（東京大学名誉教授）

加藤新太郎（中央大学大学院法務研究科教授・弁護士）

A5判／上製

本書の特色

- 民法全条文を逐条形式で論点ごとに解説！
- 体系的に整理した論点について判例の現状を客観的かつ簡潔に解説！
- 改正民法(債権法・相続法)に完全対応！
- 新たな論点、解説、判例を追加し、第2版の内容をアップデート



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

◆第107条

(代理権の濫用)

第107条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をしてた場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

◆条文の概要を簡潔に解説

【条文の概要】

平成29年法律44号改正によって新設された。本条は、いわゆる「代理権の濫用」について定める。代理権の濫用とは、代理人が客観的にはその代理権の範囲内において、しかし、実質的に代理人自身や第三者の利益を図って行為すること指す。例えば、土地売却の代理権を与えられた者が、売却代金を引き渡さずに自分の会社の運転資金を使ってしまったような場合、あるいは、法人の代表者が、経営破たんした友人の会社に融資して回収不能にさせてしまったような場合である。

代理権濫用の場合にあっては、代理人として行為する者に、経済的効果に関する特殊な意図(利益寡奪意図)があるが、それは、法的効果を本人に帰属させる意思に影響を及ぼすわけではない。A代理人Bとして行為する以上、顧名に欠けるところはない。そのうえ、この場合は、客観的には代理権の範囲内の行為をしているのだから、有権代理として成立する。また、実質的に言えば、本人は代理人を使うことによってメリットを受けることもあれば、デメリットを受けることもあるということであり、この結論に利益衡量上も問題はない。原則は以上であるが、取引の相手方が代理人の濫用意図を知っている場合には、それを修正する必要がある。極言すれば、相手方が代理人と結託している場合もある。そのような場合には、相手方も背信罪あるいは業務上横領罪の共犯となるわけであるから、かかる相手方を取り法上保護する必要はない。従来、その修正のための理論として、93条ただし書類推適用説、信義則・権利濫用説などがあった。また、除外対象について、悪意のほか、有過失するか、見解の善意・無重複法定代理へのあった。

【事例】

代理人が自己又は第三者の利益を図るため権限内の行為をしたときは、相手方が代理人の意図を知り又は知り得べきであった場合に限り、93条ただし書の規定を類推適用して、本人はその行為についての責めに任じないと解するのが相当であるとされた事例(最判昭和42年4月20日民集21巻3号697頁〔27001087〕)。

株式会社の代表取締役が自己の利益のため会社の代表者名義でなした法律行為は、相手方が代表取締役の真意を知り、又は、知り得べきものであったときは、93条ただし書の規定を類推し、その効力を生じないものと解するのが相当であるとされた事例(最判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁〔27002010〕)。

手形につき、代理人が自己又は第三者の利益を図るため、代理権限を濫用して約束

【改正の要点】

平成29年改正法では、①従来の解釈による「修正除外」のための法律構成を「代理権を有しない者がした行為とみなす」という形で立法的に解決した。これは、無権代理として扱うということである。そして、②保護要件についても、善意・無過失することで、立法的に解決した。また、③任意代理と法定代理とで特に差を設けないことにした。なおまた、④改正条文の書きぶりにより、本人が相手方の悪意有過失の証明責任を負う(相手方が善意・無過失の証明責任を負うのではない)ことも明白となった。

◆論点を網羅的・体系的に整理

- 1 従来の判例・学説と改正法との違い
- 2 本条の「過失」の具体的意味
- 3 代理権の濫用と転得者の保護
- 4 親権者の代理権濫用
- 5 法人代表者の代理権の濫用と法人の不法行為責任との関係
- 6 代理権の濫用と715条との関係
- 7 代理権濫用の場合における無権代理人の責任
- 8 本条にもかかわらず無権代理とはみなされない場合

◆論点ごとに判例の現状を明確に解説

論点① 従来の判例・学説と改正法との違い

従来は、相手方が代理人の真意を知り、又はこれを知ることができた場合は、93条ただし書を類推適用して、相手方は代理が有効であることを主張することができないというのが多数説であり(93条ただし書類推適用説。我妻・民法講義I 161、345頁、或保二雄『民法總則講義(復刻版)』新青出版社(1996年)219頁、幾代・民法總則311頁等)、判例もこの立場であった。

判例の類推適用の要旨は、次のとおりである。①この場合は、代理人は内心、(不当な意図)を抱いてはいるが、代理行為の法的効果を本人に帰属あり(逆に、それがないと不当な内心の意図も完遂できないというがって、93条が予定する法律的効果意思と表示との不一致は見え、同条の適用はない。②しかし、経済的効果の次元において

◆判例には【判例ID】を記載。

『D1-Law.com 判例体系(※)』から
全文・解説等へすばやくアクセスできる!

*別途、契約が必要です。

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規ストア

検索

CLICK!

論点体系シリーズ

『論点体系 会社法』(全6巻+補巻)／『論点体系 判例憲法』(全3巻)／
『論点体系 保険法』(全2巻)／『論点体系 金融商品取引法』(全2巻)／
『論点体系 独占禁止法』(全1巻)／『論点体系 判例労働法』(全4巻)／『論点体系 判例行政法』(全3巻)

好評発売中!

◆判例には【判例ID】を記載。
『D1-Law.com 判例体系(※)』から
全文・解説等へすばやくアクセスできる!
*別途、契約が必要です。

◆判例には【判例ID】を記載。
『D1-Law.com 判例体系(※)』から
全文・解説等へすばやくアクセスできる!
*別途、契約が必要です。

◆判例には【判例ID】を記載。
『D1-Law.com 判例体系(※)』から
全文・解説等へすばやくアクセスできる!
*別途、契約が必要です。

キリトリ線

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
○ FAX.0120-302-640

書店印

書名	収録内容	価格	部数
論点体系 判例民法 <第3版> 全11巻		定価56,210円(本体51,100円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 1	総則 [059428]	定価5,280円(本体4,800円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 2	物権 [059436]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 3	担保物権 [059444]	定価4,730円(本体4,300円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 4	債権総論 I [059451]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 5	債権総論 II [059469]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 6	契約 I [059477]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 7	契約 II [059485]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 8	不法行為 I [059493]	定価4,950円(本体4,500円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 9	不法行為 II [059501]	定価5,610円(本体5,100円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 10	親族 [059519]	定価5,610円(本体5,100円)	部
論点体系 判例民法 <第3版> 11	相続 [059527]	定価5,280円(本体4,800円)	部

*弊社宛直接お申込いただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いざかわかで選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

ご住所	〒	—
-----	---	---

事務所名	□公用	□私用
------	-----	-----

フリガナ ご氏名	TEL	—
-------------	-----	---

E-mail	—
--------	---

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送、アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)にフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 〒TEL.0120-203-696 〒FAX.0120-202-974

論点民法3版1 (059428)
論点民法3版2 (059436)
論点民法3版3 (059444)
論点民法3版4 (059451)
論点民法3版5 (059469)
論点民法3版6 (059477)
論点民法3版7 (059485)
論点民法3版8 (059493)
論点民法3版9 (059501)
論点民法3版10 (059519)
論点民法3版11 (059527) 2019.10 SE